

令和7年度

教育計画書



令和7年4月

東北農林専門職大学
附属農林大学校

〒996-0052 山形県新庄市大字角沢 1366
TEL 0233(22)1528 FAX 0233(23)3119
e-mail : ynodai@pref.yamagata.jp
<https://tpuaf.ac.jp/>

目 次

I 教 育 理 念	1
II 学 校 運 営 方 針	2
III 授 業	5
IV 教 育 計 画	8
1. 総履修時間及び単位数	8
2. 履修科目及び時間・単位数	8
3. 履修科目の担当講師一覧	14
4. 実務経験のある教員等による授業科目（各学科共通）一覧表	21
V 教 育 内 容	25
1. 教 養 科 目	25
2. 専 門 科 目	
(1) 共 通 科 目	29
(2) 専 攻 科 目	
稲作経営学科	36
果樹経営学科	43
野菜・花き経営学科 野菜コース	50
野菜・花き経営学科 花きコース	57
畜産経営学科	65
農産加工経営学科	75
林業経営学科	83
3. 実 践 学 習	90
進路指導体系	91
1 学年 教育計画	92
2 学年 教育計画	99
地域協働研究プロジェクト	107
資格免許取得等	108
VI 教 育 指 導 体 制	109
VII 令和7年度年間行事予定表	110

I 教育理念

1. 教育目標

本校では、山形県の農林業の振興に寄与するため、次のような能力を備えた農林業者の育成を目標に教育を行う。

- (1) 高度で実践的な農林業技術や地域資源の付加価値向上に向けた知識や技術の習得と応用力の養成
- (2) 創造性豊かで国際化や時代の変化に即応できる企業的経営感覚の養成
- (3) 将来の山形県農林業を担う地域社会のリーダーにふさわしい資質と能力の養成

2. 教育方針

本校では、教育目標に即して教育計画を立て、指導する教職員もこの目標を具現化するために、次のような教育方針で教育に当たる。また、学生も本校の教育目標及び教育方針を十分理解し、日々の学業に励むとともに自己の研鑽に努める。

- (1) 学生一人ひとりが理解を深めることのできる指導体制のもと、個を活かす教育を実現する。
- (2) 地域との連携に一層留意しながら、特色ある教育内容の整備・充実に努め、自ら学ぶ意欲を重視する課題解決学習を推進する。
- (3) 自主的に活動する学生の育成をととして、自己実現への指導・援助を図る。

3. 人材育成の方向

- (1) 本県農林業を支える人材の育成
高い農林業技術と経営管理能力を備え、本県の農林業および農山村の持続的な発展を支える経営者
- (2) 本県農林業の未来を拓く人材の育成
新技術の活用や雇用創出・経営発展等により、次世代の農林業を切り拓く革新的な経営者
- (3) 本県農林業の価値を高める人材の育成
地域資源を活かした6次産業化の推進役として、本県農林業の価値を高める創造性豊かな経営者
- (4) 本県農林業を全国・世界に発信する人材の育成
豊かなコミュニケーション能力と強力な人的ネットワークを活かし、新たな情報を発信できる実践的経営者

Ⅱ 学校運営方針

農林業の担い手の確保は、本県の基盤産業である農林業の持続的な発展に欠かせない重要課題である。

本校は、本県農林業の担い手育成を使命とする実践教育研修機関として、社会情勢や農政の動き等を踏まえて、時代の要請に応える学校運営と業務体制づくりを推進する。

1. 教育カリキュラム等の充実

卒業後の就業等に向けた教育カリキュラムの充実を図ることに重点を置き、多様な進路にも対応できる教育体制づくりを行う。

(1) 重点施策等を踏まえた学科の配置と教育計画

国や県の重点施策を踏まえ機能強化に取り組むとともに、適切な学科及び指導職員等の配置のもと、教育理念等に沿って、農林業の基礎知識や実践技術の習得をはじめ、地域農林業をけん引する先進的な経営者の育成に向けて、今後の農林業経営に求められる新たな教育内容を盛り込んだ教育計画を策定し、授業等の充実を図る。

(2) 実践教育を重視した学習体系の充実やインターンシップ等の充実

就業後の円滑な経営開始等に向け、理論と実践を組み合わせた教育のもと、これからの農林業経営者に求められる技能、経営上必要となる資格・免許の取得支援とともに、インターンシップなど実務経験の取組みを積極的に行うなど、実践教育を重視した学習体系の充実を図る。

また、大学進学や農林業関係企業等への就職などの進路にも適応できる学習体系を強化する。

(3) 組織や法人等との連携による主体的な学習の支援

就業後の収益性の高い意欲的な経営計画づくりや将来の経営発展の構想づくりに向け、優れた組織や法人等との連携を深めながら先進技術や経営手法の現地研修、体験学習など、現地で積極的に学ぶ機会を設けるとともに、先駆的な取組みや新技術の研究プロジェクトへの参画を支援する。

2. 実践教育の充実

経営者に求められる技術力、販売力、経営管理能力、コミュニケーション能力等の体得に向けて実践的な教育を強化する。

(1) 多様な進路に沿った指導支援

就農率向上に重点を置きつつ、就職や林業事業体への就業、大学進学など、多様な進路に対応し、きめ細やかな支援を行う。

学生の進路をサポートするため、進路希望に応じたきめ細かな進路指導を行う。

<進路サポート>

① 就農コース

農業経営者を目指す学生に対して、就農計画（営農計画）の立案等に対する支援を行う。

② 雇用就農コース

農業法人等への就農を目指す学生に対して、個人や団体等の営農事例を学び、就農に必要な知識の習得を支援する。

③ 就職コース

農業関連産業・食品産業・林業事業体等の企業や団体等に就職することを目指す学生に対して、ビジネスマナーやエントリーシートの書き方、SPIテストなど、就職活動に必要となるスキルの習得を支援する。

④ 進学コース

4年制大学への3年次編入学を目指す学生に対して、英語の読解力等、3年次編入に必要な学力の習得を支援する。

(2) 学科基本方針に基づく実践的な基礎学習の充実

関連業界や産地の発展の方向性等を踏まえた学科基本方針に基づき、濃密な指導体制の下、基礎的な知識・技術について、実践的かつ体系的な学習を進める。

<学科基本方針>

① 稲作経営学科

新たな米づくりの環境に対応するための、食味が良く高品質な米及び畑作物を低コストで生産する技術、特別栽培米等を生産する技術及び米や畑作物に関する加工流通販売の知識を習得した農業経営のスペシャリストとして、農村地域の中核を担う人材を養成する。

② 果樹経営学科

主要果樹の高品質安定生産技術及び先進的栽培技術、大規模栽培に対応できる省力化技術や施設栽培、環境に配慮した果実づくりや特産果樹の栽培技術に加え、果実の流通販売・加工に関する知識を習得することで、農業経営のスペシャリストとして、農村地域の中核を担う人材を養成する。

③-1 野菜・花き経営学科（野菜コース）

主要野菜の基本的な栽培技術の習得とICTを活用した最新の管理方法、施設野菜の高品質安定生産、露地野菜の機械化・省力化技術、環境に配慮した野菜づくり、流通販売・加工の知識を習得した農業経営のスペシャリストとして、農村地域の中核を担う人材を養成する。

③-2 野菜・花き経営学科（花きコース）

主要花きの需要期出荷に対応できる最新の開花調節や省エネ、低コスト技術、高品質安定生産技術、鮮度保持技術や流通販売に関する知識、フラワー装飾技術を習得した農業経営のスペシャリストとして、農村地域の中核を担う人材を育成する。

④ 畜産経営学科

畜産の飼養管理技術、低コスト・高品質な飼料生産技術、家畜人工授精師資格取得につながる基礎学習、受精卵移植等の新技術に関する基礎知識、畜産物の加工流通に関する知識を習得した農業経営のスペシャリストとして、農村地域の中核を担う人材を養成する。

⑤ 農産加工経営学科

農産物の生産から加工、流通販売、マーケティング、経営管理に関する知識と技術を習得することで、農産物加工に取り組む農業経営者または地域資源を活用した農産物加工ビジネスのスペシャリストとして、農村地域の中核を担う人材を養成する。

⑥ 林業経営学科

チェーンソーや刈払機、高性能林業機械の操作等、林業の現場で必要とされる実践的な技術を習得するとともに、森林・林業に関する高い専門性を支える幅広い知識・技術を備え、森林の育成や木材利用まで森林経営を長期的な視点でプランニングできる能力を備えたスペシャリストとして、地域林業の中核を担う人材を養成する。

(3) 調査研究、販売実習、卒業論文を通した販売力と経営力の醸成

卒業研究プロジェクトにおける調査研究、農大市場の企画・運営、大消費地での販売実習等、学生主体の活動を通して、経営者として必要な販売力や経営管理能力の醸成を図る。

(4) 資格・免許等の取得促進

生産現場等で即戦力として必要となる資格・免許等の取得を促進するため、取得しやすい環境を確保する。

① 授業での指導

授業の中で資格取得に係る学習内容を充実する。

② 研修会開催

東北農林専門職大学が主体となり、資格取得等に係る研修会を実施する。

③ 欠時補充対応

外部機関が実施する資格取得講習や資格試験を受け授業を欠席した場合は、欠席授業の補充を行う。

④ 資格講習免除等

本校で取得した単位等をもって、個人の申請により資格が付与される場合や資格取得に係る一部科目免除等が受けられる場合があるので活用を図る。

⑤ 本校会場の資格受験

外部機関が実施する資格試験について、試験会場を提供することにより本校学生の利便性を向上させる。

⑥ 団体受検による費用の減免

本校学生の団体受検による受験料・検定料の減免制度を活用し、個人負担の軽減を図る。

(5) 時代の変化に対応した新たな技術等への取り組み

授業の中に、国際化に対応する農業生産工程管理（GAP）を理解、体験させる取り組みや、スマート農林業技術に直聖津触れる実習の機会を設けるとともに、国の「みどりの食料システム戦略」や6次産業化等に積極的に取り組む人材を育成する。

(6) 開かれた農大づくり

地域と連携した交流・貢献活動等において、学生が活躍する機会を増やし、コミュニケーション能力や課題解決力、社会性を身に付ける支援を強化する。また、本校の授業や研修等を広く公開するとともに、本校が学生の取り組みを積極的に情報発信する。

① 地域との連携・交流による課題解決プロジェクトの取り組み

関係機関・団体と連携し、地域課題の解決に向けた取り組みに積極的に参画するとともに、学生が対応できる部分をプロジェクト化し、調査、検討、提案、成果発表等を行う。

② 地域が求める食育活動等への対応

教育の一環として小中学校や保育園等で行われる農作物の栽培、家畜管理、農畜産物の加工、試食等について、学生が中心になって企画、指導等を行う。

③ 学習活動等に係る積極的な情報発信、学校評価の公開

学習活動等における学生の活躍ぶりを情報として積極的に発信する。また、大学校関係者による評価等を行い、わかりやすい運営と情報公開等に取り組む。

(7) 仲間づくり

全寮制生活等を通し、仲間意識やネットワークづくり、将来の地域社会のリーダーとして求められる合意形成力、コミュニケーション力等の資質を醸成する。

○ 全寮制生活での仲間意識醸成とネットワークづくり

2年間の共同生活において、気遣いや相互研鑽、役割分担による責任感の重要性等を体感させながら仲間意識を醸成するとともに、他分野の同世代との交流を通し、ネットワークづくりのノウハウを学ぶ機会を設けていく。

Ⅲ 授 業

1. 学期区分

前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から3月31日までとする。

2. 休業日及び休講

- 休業日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏期休業、冬期休業、春期休業とする。
- 夏期休業、冬期休業、春期休業は校長が定める。

- 校長は施行規則第6条に定める休業日の規程に関わらず、臨時に休講日を設けることができる。
- 休業日であっても講義・演習・実験・実習などの授業を行うことがある。

3. 授業時間・時間割

- 授業は1時限90分とし、授業時間2時間分として計算する。ただし、5時限目は45分とし、2回で1時限分とする。

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
9:00-10:30	10:40-12:10	13:10-14:40	14:50-16:20	16:30-17:15

- 授業は年間時間割を基本としながら、月単位で編成された時間割に基づき実施する。また、日程調整に当たっては、「主要行事の日程調整基準」を参考にする。
- 時間割編成は、1時限目から4時限目まで空き時間がないように編成し、いわゆる専攻実習及び課外授業により時間割を埋めるものとする。
- 必要に応じて5時限目に授業を行うことができ、その科目は自由選択科目を基本とする。

4. 教科目の種類・区分

- 教科目の種類は、「講義」、「実験」、「演習」、「実習」とする。
- 授業時間の割合は、「講義」、「実験」、「演習」でおおむね50%、「実習」でおおむね50%とする。なお、地域農業の状況等により実習の割合を高めるなど弾力的に設定する。
- 教科目並びにその時間数及び単位数は、VI教育計画に定める。
- 教科目の区分は以下のとおりとする。

		必修科目 (必修選択科目)	自由選択科目
(1) 教養科目 本校において専門科目を理解するため基礎的な知識・技能の習得や幅広い視野と教養を身に付ける。		○ *1	○ *2
(2) 専門科目 農林業に関する専門的な知識・技能を身に付けるとともに、農林業を取り巻く情勢変化等に主体的に対応できる能力、農林業の各分野で活躍することができる能力を身に付ける。	① 共通科目	○	—
	② 専攻科目	○	—

*1：必修科目の中には、コース別に実施する必修選択科目を設けることができる。

*2：自由選択科目は、原則、夏期休業期間又は5時限目を利用して実施する。

5. 授業時間と単位制

- 教科目の種類別 1 単位当たり授業時間等は以下のとおりとする。

	単位	時限	授業時間	備考
講義及び演習	1	8	1 6	90 分×8 時限
実験	1	1 6	3 2	90 分×16 時限
実習	1	2 0	4 0	90 分×20 時限

6. 履修要件

- 履修要件は以下のとおりとするが、履修要件の充足状況の確認は簡易確認法による。

種類	履修要件	簡易確認法
講義・演習	総授業時間数の 3 分の 2 以上の出席	総授業時間数の 3 分の 1 以上の欠席
実験・実習	総授業時間数の 5 分の 4 以上の出席	総授業時間数の 5 分の 1 以上の欠席

- 遅刻及び早退は 2 回で 1 時限欠席として扱う。
- 上記の履修要件を満たさない者は成績評定の対象としないが、再履修願（細則：様式第 11 号）が受理されている場合は、定期試験の受験を認める。

7. 課外授業

教育計画に定める教科目以外に、必要に応じて課外授業を実施する。

（1）当番管理

学習の対象としている作物や家畜と身近に接し、自主性をもって主体的に作業できる力を養うために、授業時間以外（休業日や朝晩）に当番管理を実施する。なお、当番管理の方法は学科ごとに定める。

（2）その他

学校運営や学生会活動、幅広い社会学習の機会を確保するために課外学習を実施する。